

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（第2条関係：令和5年4月1日施行分）

改正案	現行
<p>第1条～第7条 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日等）</u></p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、<u>令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u> <u>（給与の内払）</u></p> <p>第2条 <u>改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	<p>第1条～第7条 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第9条 省略</p>